

○長崎短期大学研究紀要投稿規程

(平成18年4月1日制定)

改正	平成27年4月1日	平成28年6月1日
	平成29年6月1日	平成30年10月1日
	令和2年4月1日	令和3年12月1日
	令和4年6月1日規程第5号	令和5年4月1日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、長崎短期大学（以下「本学」という。）の紀要刊行に関し必要な事項を定め、円滑な発行に資し、もって学術の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本学の紀要を「長崎短期大学研究紀要」とする。

(発行)

第3条 本紀要の発行は、原則として年1回とし、印刷物により行う。原稿の募集・編集は大学改革・IR委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

(執筆者)

第4条 執筆者は原則として本学の基幹教員とする。ただし、本学の非常勤講師等も投稿することができる。

(種類)

第5条 本紀要に掲載する内容は次に掲げるものとする。

- (1) 論文：先行研究の現状あるいは社会的な現状を踏まえた課題が明らかで、目的・方法・結論等が適切に記されており、学術的に価値ある知見が論理的に示されているもの。
- (2) 研究ノート：論文に準ずる学術成果をまとめたもの（新しい事実の発見、萌芽的研究課題の提起など将来の研究基礎として優れた成果につながる可能性のある内容が明確に記述されているもの）。
- (3) 報告：実践や調査の結果などについてまとめたもの。
- (4) 資料：研究の基礎となる情報をまとめたもの。

(掲載条件)

第6条 本紀要に掲載する原稿は、他に未発表のものに限る。また、掲載された論文等の著作権は執筆者に帰属する。

2 本紀要の掲載論文は、営利を目的としない公的機関による電子化利用（長崎短期大学学術機関リポジトリ・国立情報学研究所等のWebサービスによる公開など）に限り公開を許諾されたものとする。執筆者が公開を希望しない場合は、委員会に申し出ることとする。

3 研究にあたって必要な場合、研究倫理委員会の審査と承認を得なければならない。なお、他大学、他の研究機関で承認を受けたときは、その承認書等のコピーを委員会に提出することとする。

(事務)

第7条 この規程の事務は、学生支援課が行う。

(改定)

第8条 この規程の改定は、委員会及び運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日規程第5号）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1

[別紙参照]